

伊丹市水道事業 PR(通水 90 周年記念)関連業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

「伊丹市水道事業 PR(通水 90 周年記念)関連業務委託」 (以下、「本業務」という。)

(2) 業務の目的

水道水が水源から浄水場を経て各家庭へどのように届けられているか、水道水の安全性や、災害時の応急給水など水道事業の啓発を図ることを目的とする。

令和 8 年 (2026 年) 3 月 5 日に伊丹市水道通水 90 周年を迎えたことに併せて PR 動画、啓発漫画等を制作し、市内小学生へ教育教材として提供するとともに、上下水道局 HP・市公式 SNS での公開、各種イベントでも市民に視聴いただき、水道事業の PR 活動を行う。

(3) 業務対象及び業務内容

1) 伊丹市水道事業 PR 動画制作業務

- ・伊丹の水道の歴史、水道水源、水道水の安全性の説明
- ・水道管路の耐震化、配水ブロック化、DX 活用の維持管理の説明
- ・学校受水槽応急給水等の災害対策の説明 等

2) 伊丹市水道事業啓発漫画制作業務

- ・家に水道水が届くまで
- ・水道水の安全性、夏休み親子イベント・給水スポットの紹介
- ・水道事業の災害対策 等

3) 伊丹市水道通水 90 周年記念ステッカー及び鉄蓋デザイン制作業務

※各業務内容の詳細は別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日まで

2. 予算限度額及び支払い方法

本業務に係る費用の上限は、3,960,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む) 以内とする。なお、見積価格が予定価格を超過した場合は、失格とする。

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払いとする。

3. 参加資格

参加者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていること。または契約までに登録手続きを完了できていること。
- (2) 伊丹市上下水道局入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市上下水道局入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていないものについては、伊丹市上下水道局入札参加資格制限基準又は伊丹市上下水道局入札参加停止基準に抵触していないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 国税又は地方税を滞納していないこと。

- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (7) 過去10年間（平成28～令和7年度（2016～2025年度））に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注したPR動画及び漫画制作の業務を元請けとして完了した実績を有する者であること。なお、再委託による業務は実績に含まない。
- (8) 過去10年間（平成28～令和7年度（2016～2025年度））に広報関連委託業務の経験を有する者を業務担当責任者として配置すること。

4. 参加表明書兼誓約書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書兼誓約書及び所定の添付書類等を提出すること。作成時は各様式の別紙記入注意事項に留意すること。

- (1) 提出期間：令和8年4月15日（水）～令和8年4月28日（火）午後1時までに必着とする。
- (2) 提出先：「15. 書類提出及び問い合わせ先」と同じ
- (3) 提出方法：郵送（簡易書留）又は持参（土曜・日曜・祝日を除く、午前9時～午後5時まで）によること。
- (4) 提出書類

提出書類	様式
① 参加表明書兼誓約書	様式1
② 会社概要	様式2
③ 業務実績調書	様式3
④ 業務実施体制調書	様式4
⑤ 業務担当責任者調書及び業務担当者調書	様式5
⑥ 最新年度の納税証明書（様式その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について、未納税額のない証明用で発行日から3ヶ月以内のもの）	
⑦ 履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）	
⑧ 財務書類のうち、貸借対照表・損益計算書（直近1か年分）	
⑨ 業務実績調書の記載事項確認書類（契約書の写し等及び仕様書等委託概要の詳細が確認できる書類の写し）	
⑩ 業務担当責任者調書及び業務担当者調書の記載事項確認書類（雇用関係を証明する書類（住民税特別徴収税額通知書の写し等））、（保有資格及び業務実績の確認書類）	
⑪ 審査結果通知用封筒（長形3号、送付先を記載し、110円切手を添付したもの）	

①～⑩は原本を紙で1部提出し、書類データを保存したCD-Rを1枚提出すること。

(5) 書類様式

- ① 各様式は、本局のホームページからダウンロードすること。
- ② 表紙、目次を作成し、各項目に通し番号を振り、A4判縦置き横書き片面印刷とし、ファイルを使用し左綴りで提出すること。ただし、納税証明書等の既成の印刷物は両面印刷も可能とする。
- ③ 書類作成費用は参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5. 仕様書等に関する質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「参加表明書兼誓約書(様式1)」の提出のあった参加者からのみ受け付ける。また、内容は提案書等の提出書類又は本業務仕様書等業務実施内容に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は回答しない。

- (1) 提出期間：令和8年4月15日(水)～令和8年4月28日(火)午後1時までに必着とする。
- (2) 提出先：「15. 書類提出及び問い合わせ先」と同じ
- (3) 提出方法：質疑書(様式10)により、「電子メール」にて提出すること。
電子メールの件名は「【公募型プロポーザル質疑書】〇〇(提案者名)」とすること。
※所定の様式以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (4) 回答方法：令和8年5月11日(月)までに、電子メール又は伊丹市上下水道局のホームページに掲載する。

6. 参加資格及び第一次審査

参加表明書兼誓約書等の提出資料に基づき「3. 参加資格」に定める資格の有無について確認を行うとともに、別紙「伊丹市水道事業PR(通水90周年記念)関連業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等評価要領」に基づき評価を行い、企画提案書の提出を要請する者(上位3者程度)を選定する。その結果について、参加表明書兼誓約書の提出者に下記のとおり通知する。また、第二次審査対象者には「プレゼンテーション開催通知書及び提案書提出依頼通知書」も併せて通知する。

- (1) 通知日：令和8年5月11日(月)午後5時までに
- (2) 通知方法：電子メール及び郵送で通知する。
- (3) 通知内容：下記の内容のとおりとする。
 - ア) 選定された者
選定された旨及び所定の期限までに企画提案書の提出を依頼する旨を通知する。
 - イ) 提出者に参加資格がない又は選定されなかった者
参加資格がない旨又は選定されなかった旨を通知する。また、その理由について、令和8年5月13日(水)午後5時までに書面により説明を求めることができる(様式任意)。回答は令和8年5月18日(月)午後5時までに書面により行う。

7. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を要請する者に選定された者(以下「提案者」という。)は、提出期限までに企画提案書等を提出すること。作成時は別紙各様式の記入注意事項に留意すること。

- (1) 提出期限：令和8年5月22日(金)午後1時までに必着とする。
- (2) 提出先：「15. 書類提出及び問い合わせ先」と同じ
- (3) 提出方法：郵送(簡易書留)又は持参(土曜・日曜・祝日を除く、午前9時～午後5時まで)によること。
- (4) 提出書類

提出書類	様式
① 企画提案書	様式6
② 実施方針・実施フロー・業務工程表・その他	様式7

③ 各業務に関する提案書 ・伊丹市水道事業 PR 動画制作業務 ・伊丹市水道事業啓発漫画制作業務 ・伊丹市水道通水 90 周年記念ステッカー及び鉄蓋デザイン制作業務	任意様式
④ 見積書	様式 8

それぞれ原本を紙で 1 部提出し、書類データを保存した CD-R を 1 枚提出すること。

(5) 提案書の書式及び記載方法

- ① 提案書は、表紙に「提案書（様式 6）」を使用すること。
- ② 提案書には、目次、ページ番号、インデックスを付けること。
- ③ 提案書は、A4 判縦置き横書き片面印刷とし、ファイルを使用し左綴りで提出すること。なお、文字サイズは 10.5 ポイント（図表等は除く）とし、業務工程表で A3 判を使用する場合は、折綴りとする。
- ④ 各様式は、本局のホームページからダウンロードすること。

8. プレゼンテーションの実施

提出された提案書について、プレゼンテーションを以下の通り実施する。

- (1) 実施日：令和 8 年 5 月 28 日（木）～令和 8 年 5 月 29 日（金）
- (2) 実施場所：伊丹市上下水道局 予定
- (3) 実施要領
 - ① プレゼンテーションは、提出した提案書を基に行うこと。提出期限後の差し替えは不可とし、当日の資料配布等は認めない。ただし、パワーポイント等による補足説明は可とする。
 - ② 提案書を説明する際、本案件と同等の過去実績動画及び漫画を編集したもの（最大 10 分以内）を使用すること。
 - ③ プレゼンテーションの所要時間は、30 分（説明 20 分以内、質疑 10 分程度）とする。
 - ④ プロジェクター及びスクリーン等は伊丹市上下水道局で用意する。当日の説明等データ、PC は提案者で用意すること。
 - ⑤ 業務担当責任者は出席することとし、その他担当者等を含め 3 名以内とする。

9. 第二次審査

別紙「伊丹市水道事業 PR（通水 90 周年記念）関連業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等評価要領」に基づき評価を行い、最も評価点の高い者を受注候補者とする。

なお、評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、提案価格（見積額）の低い方を候補者とする。

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和 8 年 6 月 5 日（金）までに参加者全員に書面で通知する。

契約候補者にならなかった提案者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができる。なお、回答は書面で行うものとする。

- ① 提出期限：令和 8 年 6 月 10 日（水）午後 1 時までに必着とする。
- ② 提出先：「15. 書類提出及び問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出方法：郵送（簡易書留）又は持参（土曜・日曜・祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時まで）によること。

- ④ 様 式：任意様式（所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと）
- (2) 契約締結交渉
受注候補者に特定された者との契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調のときは、次に評価点の高い者と契約交渉を行う。

10. 審査基準及び配点

第一次審査及び第二次審査は、次の要領で行う。

- (1) 基準及び配点
別紙「伊丹市水道事業 PR（通水 90 周年記念）関連業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等評価要領」のとおりとする。
- (2) 評価項目
本プロポーザルの評価項目は、別紙「伊丹市水道事業 PR（通水 90 周年記念）関連業務委託における評価項目」を参照すること。
- (3) 単独提案の場合
提案者が 1 者の場合も審査を行うこととし、本局の要求する基準(各評価点の合計点が 110 点以上)を満たしているときは候補者とする。
- (4) 審査体制
第一次審査及び第二次審査は、本プロポーザル委員会にて行う。

11. 主な日程

実施内容	実施期間
公募開始	令和 8 年 4 月 15 日(水)
参加表明書等受付期間	令和 8 年 4 月 15 日(水)～令和 8 年 4 月 28 日(火)
質問受付期間	令和 8 年 4 月 15 日(水)～令和 8 年 4 月 28 日(火)
質問回答期限	令和 8 年 5 月 11 日(月)
参加資格有無結果通知	令和 8 年 5 月 11 日(月)
企画提案書等受付期間	令和 8 年 5 月 11 日(月)～令和 8 年 5 月 22 日(金)
プレゼンテーション実施	令和 8 年 5 月 28 日(木)～令和 8 年 5 月 29 日(金)
結果通知	令和 8 年 6 月 5 日(金)
契約締結	令和 8 年 6 月 5 日(金)以降

12. 失格事項

提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 価格見積書が、「2. 予算限度額及び支払い方法」の上限額を超過しているとき
- (4) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (6) プロポーザルの手続きの過程で、「3. 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (7) プレゼンテーションに出席しなかったとき
- (8) 次のいずれかの行為を行ったとき

- ① 本プロポーザル審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること
- ② 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行うこと
- ③ 受託候補者選定終了までに、他の提案者に対して応募内容を意図的に開示すること
- (9) 第二次審査の結果、最終評価点が110点を下回ったとき
- (10) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったと認められるとき

13. 契約

契約締結候補者選定後、本局が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

この協議が不調に終わった場合は、契約締結候補者の決定を取り消し、次の順位の事業者と同様の協議を行うこととし、以下についても同様とする。

14. その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。また、持参以外の方法による提出の場合は、書類の不達及び遅配を原因として参加者に不利益が生じても、本局はこの責を負わない。参加者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。さらに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には参加者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれにかかる事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存等を行う。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明、審査等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (5) 業務担当責任者及び業務担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、本局と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後、速やかに辞退届（様式9）で通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いは生じない。
- (7) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。
- (8) 仕様書は、受注候補者の選定にあたり本業務に対する本局の考えをまとめたものであり、契約締結時に受注者と協議のうえ、内容を確認・変更するものとする。
- (9) その他、本プロポーザルの事務手続きにおいて、要領等に記載のない事項については、本局において判断を行う。
- (10) 感染症の拡大、自然災害等が発生した場合、本局の判断で本プロポーザルを中止や中断、延期することがある。

15. 書類提出及び問い合わせ先

伊丹市上下水道局経営企画室経営企画課（事務局）

〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1番地2

電話番号：072-783-1600（直通） ファクス番号：072-783-4609

電子メール：561100@city.itami.lg.jp